

『 公の施設の指定管理者制度に関する指針 』

(平成 30 年 4 月 1 日改正)

1 趣旨

平成 15 年 6 月に、地方自治法が改正され、新たに「指定管理者制度」が創設された。

「指定管理者制度」は、指定管理者が行う管理の基準等を条例に定め、公共性・公平性を担保したうえで、「公の施設」の管理を公共的団体だけでなく広く民間事業者まで可能としたものであり、民間事業者等のノウハウを活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減等を促し、より効率的な施設管理を目指すものである。

この指針は、本市の公の施設における「指定管理者制度」の運用に関する基本的な考え方を定めるものである。

2 公の施設の管理の基本的な考え方

本市は従来から、民間の能力や専門知識、ノウハウを活用した方が、より効率的・効果的に実施できるものについては、積極的に民間委託を推進してきている。

指定管理者制度についても、平成 16 年から本市施設に順次導入し、管理委託施設のほとんどは平成 18 年 4 月から指定管理者制度へ移行させるなど、本市は積極的に活用している。

本市は、今後も引き続き指定管理者制度の活用に努めるものとし、既に指定管理者制度を導入した施設は、当該制度の継続を原則とする。

また、直営で管理している施設や新たに設置する施設においても、その管理に民間の能力を活用して、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることができる施設については、指定管理者制度の導入を積極的に検討するものとする。

ただし、本市の公の施設は約 700 施設あり、その設置目的や規模は様々であることから、施設ごとに次の視点から施設管理手法の検討を行い、施設の態様に即した手法を選択するものとする。

《検討の視点》

- ① 施設の設置目的に照らして、運営の公平性、安定性などを確保できるか。
- ② 市民満足度の高いサービスが提供できるか。
- ③ 効率的、効果的な運営ができるか。

3 指定管理者の指定

指定管理者制度の導入を決定した場合には、下記に基づき指定の手続等を行うこととする。

(1) 指定管理者の募集

ア 原則として公募するものとする。ただし、合理的な理由があるときは公募を行わず、指定管理者を指定することができるものとする。この場合も、公募に準じ必要な申請書類等の作成、提出を求め、選考項目の確認を行うこととする。

・ 公募を行わない施設

- ① 施設の設置目的、性格から管理の代行者を特定することが適当な施設
- ② 施設運営のための専門性と継続性が特に必要な施設

イ 指定管理者制度の導入にあたっては、各施設の設置条例について必要な改正等を行い、管理の基準や、業務の範囲について明確に示すこと。

ウ 募集にあたっては、施設の概要、申請する団体の資格、提出書類など必要な事項を明示すること。

エ 募集にあたっては、広報紙、ホームページ、市報などの広報手段を活用し、広く情報提供に努めること。

オ 公募する場合は、募集の開始から申請締め切りまで特段の理由のない限り 30 日間以上設けること。

(2) 指定管理者の指定期間

サービス提供の継続性や施設運営のために必要な機器の償却期間など各施設の事情を勘案し、5 年を標準に適切な期間を個別に設定することができるものとする。

・ 個別に検討が必要となる施設の例

- ① 医療施設等、利用者への継続的なサービスの提供及び人材確保の観点から期間の長期化が望ましい施設
- ② 期間を長期化することにより、指定管理者による大規模な設備投資が期待できる施設

(3) 利用料金制度

指定管理者が利用料金として収受できない場合を除き、次の視点から積極的に利用料金制度（承認料金制を含む。以下同じ。）の導入を検討するものとする。

《検討の視点》

- ① 施設の利用料金のみで施設運営が可能な独立採算施設には、原則として利用料金制を導入する。
- ② 利用料金のみでは収支の採算がとれないような施設であっても、集客や施設利用の促進が収入の増につながり、指定管理者の自主的な経営努力を引き出すことが可能と考えられる施設については、利用料金制の導入を積極的に検討する。

(4) 債務負担行為の設定

指定管理者に対し、指定管理料を支出する施設については、指定管理者の更新を迎える施設から順次、指定期間中の指定管理料に相当する額の債務負担行為を設定する。

ただし、利用料金制度を採用する施設のうち、一部の施設管理経費を指定管理料で賄う施設において、主たる利用料金収入が社会保障費（自立支援費、介護保険料等）など制度変更により変動する可能性のある施設や何らかの要因により指定期間中の指定管理料の見込みが立たない施設については、債務負担行為を設定しないものとする。

(5) 指定管理者の選考

指定管理者の選考にあたっては、次の事項を総合的に検討し選考を行うものとする。

ア 基礎項目評価

財務状況、管理実績、労働基準、障害者雇用、所在地区分

イ 提案評価

法令遵守、施設管理、利用者への配慮、リスクへの対応、障害者及び男女共同参画への配慮、地域貢献、人員体制、施設ごとの独自基準、指定管理料

(6) 選考委員会

選考にあたっては、選考委員会を設けることとする。なお、選考委員会は原則として5名で構成し、委員の過半数は本市職員以外の有識者等とする。

また、利用する市民や学識者等の意見も聞くことができるものとする。

(7) 選考における透明性の確保

選考の透明性をより高めるため、原則として選考委員会を公開する。

ただし、募集条件の検討及び財務状況など申請団体の評価に関する意見交換は非公開とする。

なお、選考過程や選考結果については、本市ホームページ及び市政情報コーナーで公表する。

(8) その他の事務手続

その他の事務手続については、別に定める事務処理要領に基づき、適正に処理を行うものとする。

4 指定管理者制度導入後の対応

施設を所管する部課等は、指定管理者制度導入後、次の対応を行うこととする。

(1) 指定管理者による施設管理運営状況の把握及び必要な指示（指定管理者の監督）

原則として毎月実施する施設の現地確認調査や指定管理者から毎月又は毎年提出される書類をもとに、指定管理者の業務の執行状況等を確認し、必要があれば指示及び改善指導を行う。

(2) 指定管理者評価の公表

上記(1)の結果は、指定管理者の施設管理運営状況の評価として本市ホームページ等で公表する。

(3) 施設利用者の意見の継続的な聴取及びその反映

施設には、原則として意見箱を設置し、利用者からの意見を継続的に聴取すること。

また、当該意見箱に寄せられた利用者からの意見とその回答は施設内に掲示し、適切な施設管理と施設利用者の利便性・満足度の向上に資するものとする。

なお、利用者からの意見は、上記のほか様々な方法により幅広く聴取し、今後の施設の管理のあり方の検討及び指定管理者募集の際の条件の設定に反映させるよう努めることとする。

(4) 次期の指定管理者の要件や指定期間等の検討

市民、指定管理者などからの意見等を参考にしつつ、市民サービスの向上の観点から指定管理者の業務範囲や管理経費の負担のあり方などを見直し、次期の管理要件等に反映させるものとする。